

視覚障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆教育上把握する事項

視覚障がいのある子どもの障がいの状態を把握するには、視覚障がいの程度に基づき、教育学、医学、心理学の観点から総合的かつ慎重に行い、子どもの一人一人に必要な特別な指導や教育上の配慮の内容等を考えていくことが大切です。「教育支援資料」*¹の記載を参考にまとめてみます。



○教育的な観点から

a 視機能関係

- 適切な文字教材の活用（字体、文字サイズ、行間・文字間等の条件等）
- 視覚補助具の活用（弱視レンズ、単眼鏡、拡大読書器等）
- 照明器具の使用
- 視覚的な経験の程度
- 視覚以外の感覚の活用

【教育的な観点】の具体的な例は、
☆「視覚障がいのある子どもの理解のために」をご覧ください。

b 生活・行動関係

- 身辺処理の技能
- 日常会話や意思の伝達の技能
- 移動・歩行の技能
- 環境認知の技能
- 作業・操作の技能

最小可読視表は、近見視力表を用い、一番見やすい距離まで目を近づけた場合にどこまで小さな視標を読み取ることができるかで表します。

c 学習関係

- 最小可読指標（最大視認力や最良読字力とも呼ばれている）
- 使用する文字の選択（通常サイズの文字、拡大した文字、点字）
- 読み書きの技能・速度
- 個別指導の必要性
- 特別な学習技能の必要性（触覚的な認知・操作等）
- 特別な教材・教具の必要性
- 特別な施設・設備の必要性
- 交流及び共同学習実施の際の留意点

* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことです。

○医学的な観点から

a 視覚検査

- 視力（遠見視力及び近見視力（裸眼視力、矯正視力））
- 視野障がいの状況 光覚障がいの状況

b 診断

- 眼疾患名 眼疾患発症の時期 合併疾患名 治療歴 予後
- 眼鏡等の使用（眼鏡・コンタクトレンズ、遮光眼鏡）
- 使用する視覚補助具と使用の程度（常用、特定時）
- 視覚管理上の配慮等（全身運動の制限の有無等）

眼疾患名、治療歴、予後、眼鏡等の使用、使用する視覚補助具と使用の程度、視覚管理上の配慮等などについて、本人、保護者、医療等から正しい情報を得て、理解していますか？



○心理学的な観点から

- 本人又は保護者の障がいの理解や心理的安定の状況
- 視覚障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲や態度の状況
- 対人関係におけるコミュニケーションの状況
- 遊びの種類や社会性の状況
- 視覚、聴覚、触覚等の感覚の活用の状況
- 探索操作のための手指の活用や目と手の協応動作の状況
- 環境等の把握や空間概念形成の状況
- 日常生活における運動や動作の状況
- 基本的な生活習慣の状況
- 移動や歩行の状況
- 教科学習のレディネスの状況

学習等に対して、自信を失ったり、受け身になったりしていませんか？

友だちとのかかわりやグループ活動で、実は困っていませんか？

心理的に不安定になっている場合、それが視覚障がいに起因して生じたのか、別の要因が影響しているのかなど、その因果関係や背景を十分に検討することが大切です。

